

指定障害福祉サービス事業者等の指定更新の手続について

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定（一般・特定・障害児）相談支援事業所の指定は、6年ごとに指定更新を受けることが必要です。指定更新を行わない場合は、指定有効期間の経過によって、指定の効力を失うことになります。

1 申請書類等

指定更新しようとするサービスによって、提出書類が異なるので、「指定更新申請に係る提出書類一覧」により確認してください。

また、「指定更新書類を提出する際の留意点」を作成していますので、活用してください。なお、様式等は、市ホームページへ掲載しています。

また、随時更新しますので、更新申請の際は再確認してください。

ホーム > 健康・福祉 > 障害者福祉 > 指定障害福祉サービス事業者関係
> 指定障害福祉サービス事業者等の指定申請様式等

2 指定更新通知書について

指定更新が認められた場合は、「指定更新通知書」を送付します。

3 提出方法等

指定更新に必要な書類を「5 提出先」に郵送又は持参してください。

郵送の場合、封筒に「指定更新申請書在中」と朱書してください。

○内容について照会する場合がありますので、必ず事業所控えを作成しておいてください。

○指定更新に併せて、定員の増減など指定内容を変更する場合は、事前に相談してください。

4 その他

- ・ 同じ事業所で指定年月日が違うサービスがある場合は、有効期間満了日がもっとも早いサービスに併せて、同じ事業所で行っている他のサービスについても同様に指定更新申請を行っていただければ、有効期間満了日がもっとも早いサービスに合わせて更新を行いますので、各事業所において検討してください。
- ・ 障害児施設については、県が窓口となっています。県障害福祉課又は鹿児島地域振興局へお尋ねください。

5 問い合わせ先・提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市役所障害福祉課ゆうあい係

電話 099-216-1272

ファックス 099-216-1274

メール syogai-yuai@city.kagoshima.lg.jp